基本方針 「学びをえらぶ・はじめる」の支援

多様なライフステージやライフスタイル等を考慮しな がら、それぞれに合った学びをサポートします。

№ 1-1 市民ニーズや社会の要請に応じたテーマ設定

市民アンケート等により情報収集を行うとともに、社会 環境の変化を見据えながら、市民ニーズや社会の要 請に応じたテーマを見極めていきます。

◆新しいテーマの学びの機会の提供、 テーマ選定の調整、 分野を融合する視点での事業の推進

鷺21-2 学びのきっかけづくり・学びの障壁の除去

学びのきっかけづくりと学びの障壁の除去を柱として、 あらゆる人が学びやすい環境づくりを推進します。

◆「ラーニング・フォー・オール」の推進、「学び方」を伝え る事業の推進、ICTの活用による情報・機会の提供の検 討、既存事業の出前講座の検討

第○1-3 ライフステージ、ライフスタイルに応じた学びの提供 従来的なライフステージやライフスタイルの考え方だ

けでなく、多様な生き方に対して柔軟に学びの機会を 提供していきます。

◆新しい時代のリカレント教育の検討、子育てにも仕事にも役 立つ学びの機会の提供、高齢者のニーズの多様化に伴う事 業の再編、ICTの活用による情報・機会の提供の検討再

€3「学びをおくる」の支援

他者、コミュニティ、地域、社会、次の世代へ学びを「お くるにとによって、市民自らが地域課題を見据え、自分の 住むまちをよりよくしていくことができる仕組みを整えます。

第83-1 学びの成果の他者や次世代への継承

学んだことを地域に伝えていく什組みを整えるとともに、学 びの成果の次世代への継承を意識した事業を推進します。

◆学んだ人がこれから学ぶ人のサポートをする仕組みの検討、 将来の地域の担い手の育成、未来につながる学びの機会の提供

5mm 3-2 市民活動と生涯学習分野の連携

市民活動の拠点を活用し、様々な市民活動と生涯学習 分野の橋渡しをし、「学びおくり」の基礎を作っていきます。

◆生涯学習に関する団体相互の連携促進再掲、武蔵野ブ レイスにおける機能連携の強化

50mm 3-3 市の各種事業の「生涯学習化」

あらゆる領域の事業に生涯学習の視点を持ち、学び による地域課題の解決を目指します。

◆市の各施策と生涯学習分野の連携、 地域コーディネータ 一の活用や社会に開かれた教育課程の推進、学びの成 果の発表・発信の支援再過

武蔵野市生涯学習計画策定委員会事務局 武蔵野市 教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 電話 (0422)60-1902 FAX (0422)51-9269 URL http://www.city.musashino.lg.jp/

「学びをひろげる・つなげる」の支援

学んだことを自分のさらなる学びに広げること、学びを他 者と共有することで学びを深めること、学びをツールとして 他者とのコミュニケーションにつなげることをサポートします。

5歳2-1 学びを深めるための機会の提供

学びはじめの機会を提供することと同様に、既に学ん だことをさらに深めるための機会を提供していきます。

◆大学との連携による学びを深めるための機会の提供、 既 存事業における「ステップアップ講座」の検討、学校外で 児童・生徒が学びを深められる事業の推進

※2-2 生涯学習に関する団体活動の支援

既存団体・新規団体を問わず、牛涯学習に関する 団体活動の支援を推進します。

◆社会教育関係団体の支援のあり方の検討、生涯学習に 関する補助金制度の改善

5 発表や交流の促進

学びの成果を発表し、また学びをベースにして交流 する機会を充実させていきます。

◆生涯学習に関する団体相互の連携促進、学びの成果の発 表・発信の支援、文化施設に関する検討

生涯学習に関する施設の整備、実施体制の推進や、 情報提供の充実、多様な主体との連携を推進します。

施策の4-1 施設の整備

既存施設の必要な維持管理、改築等を行いながら、既存 施設を有効に活用して生涯学習施策を展開していきます。

◆生涯学習施設整備計画の推進、環境啓発施設における 生涯学習のあり方の検討

りまた。 第14-2 実施体制の推進

組織の垣根を越えて総合的・計画的な体制をもつ て生涯学習事業を実施します。

◆関連財政援助出資団体の統合の検討、図書館基本計画 とスポーツ振興計画の推進、文化振興基本方針の推進、 学校教育計画の推進

ります。 ります。 1 情報提供の充実

市民が自分に合った学びの機会を見つけられるよ う、わかりやすい情報提供を推進します。

◆ICTの活用による情報・機会の提供の検討 事場、「大人のため の生涯学習ガイド」、「小・中学生の講座まるごとナビ」の充実

騰24-4 多様な主体との連携

質の高い学びの機会を提供するため、多様な主体と の連携を推進します。

◆大学との連携による学びを深める機会の提供■週、社会 教育関係団体の支援のあり方の検討・調、生涯学習に 関する補助金制度の改善の過、地域コーディネータの活 用や社会に開かれた教育課程の活用の推進再過、民間 企業・NPOとの連携方法の検討

第二期武蔵野市生涯学習計画(仮称) 中間まとめ概要版

このたび、 武蔵野市生涯学習計画策定委員会が第二期武蔵野市生涯学習計画(仮称)の 中間まとめを策定しました。パブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。

- ◆募集期間 令和元年 12 月8日(日)~ 12 月 31 日(火)まで(必着)
- ◆提出方法 氏名、住所、電話番号を記入のうえ、郵送、ファクシミリ、メールまたは直接持参のいずれかでご提出ください。

郵送先 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市生涯学習計画策定委員会事務局

武蔵野市教育委員会 教育部 牛涯学習スポーツ課 牛涯学習係

ファクシミリ 0422-51-9269

メールアドレス SEC-SYOUGAKU@city.musashino.lg.jp

持参窓口 武蔵野市教育委員会 教育部 牛涯学習スポーツ課 牛涯学習係 (閉庁日は当直窓口へ)

※ご提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開させていただきます。

※中間まとめ本編の巻末には、公共施設等総合管理計画の類型別計画である生涯学習施設整備計画を掲載しています。

第1章 計画の基本的事項

生涯学習とは 乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人が、家庭、学校、職場といった様々な場所、 タイミングで、幅広い領域の内容について学ぶことを意味しています。

生涯学習の 重要性

●学ぶ人の人生を豊かにすること

2社会を豊かにすること

学ぶ人の人生が豊かになれば、ひいては社会の豊かさにもつながっていきます。学ぶ人 の知識、技能の向上が社会、経済の発展に寄与することはもちろん、他者との対話的な学 びは、人々が相互に認め合うことを促し、それぞれの自己肯定感を育み、社会に信頼関 係や新しい価値をつくりだしうるものです。

そして、社会の豊かさは人が学ぶための基盤を整備することとつながっています。各個人が 学びやすくなり、学ぶ人の人生を豊かにし、それがまた、社会の豊かさにつながっていきます。

計画が取り扱う 生涯学習の範囲

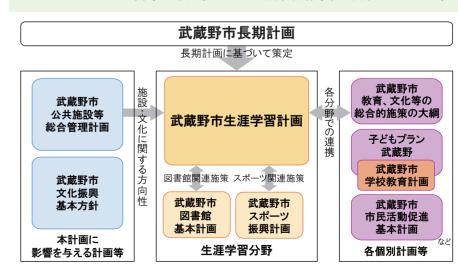
〇自己学習、偶発的学習 〇社会教育における学習 〇家庭教育における学習 〇学校教育における学習

本計画が対象とする事業は、 市が実施する生涯学習事業、 市が他の主体を支援する生涯 学習事業、市と他の主体が連 携して実施する生涯学習事業 です。

学校教育についての詳細 は、学校教育計画に委ねること とします。

計画期間

計画の期間は令和2年度から令和 11 年度までの 10 年間とし、必要に応じて計画期間中に見直しをします。



計画の位置づけ

第2章 武蔵野市の生涯学習の現状と特色・課題

市民の学びの意欲が高いこと

市民向けアンケートでは、学びに関心のある市民は 93.9%、過去1年で学んだことのある人は69.4%、こ れからも学び続けたい人は88.5%となっており、市民 の学びの意欲の高さがわかります。したがって、市は 市民の学びの意欲がこれからも引き出されるよう。自 発的な学習機会を創出していく必要があります。

多様な事業主体と連携できる 環境があること

市内および近隣には、5つの大学が点在しており、 専門性の高い教育を提供しています。また、生涯学 習に関する市民団体の活動や民間事業者の商業活 動も盛んです。多様化するニーズに応え、また行政 以外の主体の活力を取り入れる観点から、今後は連 携をより強化していく必要があります。

幅広いテーマの学びの機会が 提供されていること

市だけでなく、市民団体、大学、民間事業者等により、 幅広いテーマの学びの機会が提供されています。今後 は、社会環境の変化や多様化するニーズの中で、市民 の関心と社会の要請に即したテーマを見極めることがま すます重要となります。また、生涯学習に関する情報収 集・提供や実施体制のわかりやすさも重要な課題です。

学ぶにあたり配慮が 必要な人がいること

子ども、高齢者、障害者、生活困窮者、外国人とい った人々は、学ぶにあたり特別なプログラムやサポート を要する場合があります。市は共生社会の実現を念頭 に、全ての市民がそれぞれの事情に合った学びを主体 的に行える環境づくりを整備していく必要があります。

社会環境の変化の中を 豊かに生きていくための学びが 求められていること

技術革新やグローバル化の進展といった社会環境 の激しい変化の中を豊かに生きていくためには、新し い時代にふさわしい学びが必要となります。市は新し い学びに関する考え方を取り入れながら、実社会で 生きる力を育む機会を提供する必要があります。

市民団体が主体的に活動していること

市に社会教育関係団体として登録された団体だけ でなく、それ以外の市民団体も主体的に活動してい ます。団体活動は、まさに市民の主体的な生涯学習 の中核を担っていると言えるため、市は活発な団体 活動が継続されるよう、必要な団体支援を実施して いく必要があります。

生涯学習に関連する市の施設が 充実していること

市全域に生涯学習に関連する市の施設があり、ま た市立小・中学校やコミュニティセンターといった直 接的に生涯学習を目的としていない施設でも、市民 が主体的に学んでいます。今後は、引き続きこれら 施設のそれぞれの役割を明確にしながら、一層有効 に活用していく必要があります。

気軽さと身近さが求められていること

調査によると、時間のなさや場所の遠さが学びの 障壁になっており、あらゆる人にとっての「気軽さ」と 「身近さ」が求められていると言えます。したがって、 市はICTの活用等により、学びに際する時間的制約 や地理的制約をできる限り排除しながら学びの機会 を提供していく必要があります。

「人生 100 年時代」に対応した 学びが求められていること

一層の高齢化が見込まれている中で、健康長寿を 背景とする「人生100年時代」の到来は、人の生き方 がますます多様化していくことを示唆しています。市 はライフステージやライフスタイルの多様性を認識し、 それぞれに合った学びを提供する必要があります。

個人と地域をつなぐ視点が 必要であること

「自分の住むまちをよりよくする」という点において個人 のための学びと地域・コミュニティのための学びは密接 に関連していると言えます。今後は両者を関連して位 置づけながら、自分の生活のための学びが地域やコミュ ニティのための学びにつながるような仕組みを整えるこ とが必要です。

第3章 武蔵野市の生涯学習施策がめざすもの

基本理念 学びおくりあい、わたしたちがつくるまち

「学びおくり」とは、学んだことを他者、コミュニティ、地域、社会、あるいは次の世代へ「おくる」という 意味の本計画の造語です。この「学びおくり」を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくること を「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」という言葉で表現し、これを本計画の基本理念とします。

個人が豊かな人生のために自ら学び続けていくことの重要性は増していきますが、あわせて重要なのは、個人 の学びと他者や地域、コミュニティ、社会の関係ではないでしょうか。人々が他者との対話的な学びを重ねていくこ とは、自分の学びを深めるとともに、自分と他者が相互に認め合うことを促し、それぞれの自己肯定感を育み、社 会に信頼関係や新しい価値をつくりだします。ともすれば激しい社会環境の変化を背景に利己主義が加速しがち な時代だからこそ、このように社会をよりよくしようとする視点がますます重要です。さらに言えば、この視点こそ、ま さに人々の自立を促し、生涯を通じて自ら学んでいくための土壌にもなりえます。

本計画は、この対話的な学びの中核をなすものとして「学びおくり」を位置付けます。「学びおくり」とは、学んだ ことを他者、コミュニティ、地域、社会、あるいは次の世代へ「おくる」(送る・贈る)ことを意味し、「恩送り」(恩を受 けた人ではなく、それ以外の人へ送ること)という言葉から着想した本計画の造語です。個人の学びが、自然に、 かつ自発的に他者や社会とつながっていくさまを表現しています。この「学びおくり」こそ、 個人の学びとよりよい社 会の関係において、軸となるものだと考えます。

そこで、本計画では、基本理念として「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を掲げます。市民が自分の人生 を豊かにするために学び、さらに「学びおくりあう」ことにより自分の住むまちを自分たちでつくり、そのことがさらに自 分の人生や学びの環境を豊かにしていく、というまちの姿を理想としています。そして、このことを通じて、ひいては 蔓延する閉塞感を取り払い、全ての人々が将来に希望を抱くことができる社会を目指します。このために、市は、 市民が自ら学び、積極的に「学びおくり」を行うための環境づくりを推進します。

施策 体系

基本理念の実現のために、 「『学びをえらぶ・はじめる』の支 援」、「『学びをひろげる・つなげ る』の支援」、「『学びをおくる』の 支援」、「『学びの土台』の整備」 の4つの柱を基本方針に設定し ました。基本方針1、2、3は学び の段階に着目し、大きな目的とし て「学びおくり」につながっていくイ メージです。また、基本方針4 は、基本方針1~3における市民 の主体的な学びを支える「学びの 土台」として、施設整備や実施体 制等について記述しています。

